

報告第16号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の
増減の専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

令和7年9月9日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の
増減の専決処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により指定された契約金額の増減について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

- | | | |
|-----------|---|---------------|
| 1 件名及び契約名 | 令和6年第3回杉並区議会定例会において議案第63号により議決を得た「杉並区立済美教育センター及び併設2施設増築その他電気設備工事」 | |
| 2 金額の変更 | 議決を得た契約金額 | 金323,400,000円 |
| | 変更後の契約金額 | 金332,189,000円 |
| | 契約金額の増額 | 金8,789,000円 |
| 3 変更理由 | 工事着手後、労務単価及び資材価格の上昇により、契約変更の必要が生じたほか、工事工程の見直しにより撤去等工事内容を変更する必要が生じたため。 | |
| 4 専決処分年月日 | 令和7年7月18日 | |